

平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合健康診査業務委託契約書

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき実施する健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

甲は、健康診査を乙に委託し、乙は甲が委託する健康診査を実施する機関（以下「実施機関」という。）を代表して、これを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 乙若しくは実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

3 第1項における業務の実施機関は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を満たし、健診・保健指導機関番号を取得した機関とし、別紙実施機関一覧表のとおりとする。

（対象者）

第3条 健康診査の対象者は、大分県後期高齢者医療広域連合が受診券を送付した被保険者とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（委託料等）

第5条 委託料及び実施機関は、別紙内訳書のとおりとする。ただし、委託料については消費税及び事務に係る経費を含むものとする。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、健康診査終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料を、甲の委託を受けて決済を代行する機関である大分県国民健康保険団体連合会（以下「代行機関」という。）に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び委託料の請求を代行機関へ送付する場合は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を、電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を、実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

（委託料の支払い）

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権と代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者（乙若しくは実施機関）は、前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（免責等）

- 第8条 実施機関は、健康診査を実施するにあたり後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）と大分県後期高齢者医療広域連合健康診査受診券（以下「健康診査受診券」という。）の両方を確認するものとする。
- 2 前項において、被保険者証と健康診査受診券の両方を確認した結果、実施機関に過失がないと判断できる場合は、甲の責任とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
 - 3 実施機関が、この契約に記載された内容と異なる業務及び請求を行った場合は、当該機関の責任とし、甲から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）

- 第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を実施機関以外の第三

者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第 10 条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を実施機関以外の第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関が、その負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は、甲及び乙と協議するものとする。

3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙および実施機関が、当該業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号) 及び大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 13 条 甲は、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙及び実施機関に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙及び実施機関は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月 1日

委託者(甲)

大分県大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6階

大分県後期高齢者医療広域連合

大分県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

大分県後期高齢者医療広域連合

副広域連合長 浜 田 博

受託者(乙)

大分県大分市大字駄原2892番地の1

一般社団法人大分県医師会

会 長 近 藤 稔

健診等内容表

区分	内容	
診察等	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
拡張期血圧		
検査	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ -GT(γ -GTP)
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
		ヘモグロビンA1c
	尿検査	糖
		蛋白
追加健診項目	腎機能検査	血清クレアチニン

※ 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、第2条第2項に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1 乙及び実施機関は、個人情報（「個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙及び実施機関は、この契約による本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙及び実施機関は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙及び実施機関は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙及び実施機関は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙及び実施機関は、甲の指示及び甲の承諾があるときを除き、本業務を実施するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙及び実施機関は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙及び実施機関は、本業務を実施するため甲から提供を受け、又は乙及び実施機関が収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、磁気媒体に記憶されるものは甲の立ち会いのもと消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙及び実施機関は本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙及び実施機関が本業務を実施するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙及び実施機関は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙及び実施機関が特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。